

平成 31 年 第 1 回水戸市廃棄物減量等推進審議会

日時 平成 31 年 3 月 29 日(金)
午後 1 時から
場所 市役所 3 階 会議室 304

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 正副会長の選出
- 5 会長あいさつ
- 6 議 題
市全域におけるごみ処理制度の統一に伴う粗大ごみの戸別収集
に係るごみ処理手数料について
- 7 その他
- 8 閉 会

関係法令

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) (※一部抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○ 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (※一部抜粋) (平成12年3月29日水戸市条例第6号)

第2章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、水戸市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第7条 審議会は、学識経験を有する者、市民、事業者、一般廃棄物処理業者、関係行政機関の職員等のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

市全域におけるごみ処理制度の統一について

1 変更の目的

2020年4月の新清掃工場の供用開始にあわせ、分別区分を見直すとともに、現在、水戸・常澄・内原の3地区に分かれているごみ処理の制度を統一する。また、さらなるごみ処理量の削減、再資源化及び適正排出を図り、良好な市民サービスの提供を目指すため、下記のとおり変更するものとする。

2 変更事項

- (1) ごみ処理区域
- (2) ごみ処理手数料（資料1）
- (3) 分別区分及び排出方法等（資料2【水戸・常澄地区】、【内原地区】）

【参考】一般廃棄物処理施設（焼却施設等）

主体		水戸地区	常澄地区	内原地区
処理施設 (所在地)	現行	小吹清掃工場 (水戸市)	大洗、鉾田、水戸環境組合 (大洗町)	笠間・水戸環境組合 (笠間市)
	変更後	新清掃工場（水戸市下入野町）		

3 手続き等スケジュール

時 期	項 目
2019年9月	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正 内容：市全域におけるごみ処理制度の統一 (第33条(一般廃棄物処理手数料)、第39条(適用除外)など) 施行期日 2020年4月1日
2020年4月	新清掃工場供用開始 新たな分別区分による収集開始

4 関係資料

- (1) 資料1 ごみ処理手数料について
- (2) 資料2 分別区分の変更について【水戸・常澄地区】、【内原地区】



ごみ処理手数料について

資料1

1 収集ごみ

現行

変更後（2020年4月）

種別		処理区域	【水戸】	【常澄】	【内原】
収集ごみ	燃えるごみ (可燃)		【指定袋】 10円(10ℓ/袋), 15円(20ℓ/袋), 30円(45ℓ/袋)		
			【処理券】 30円/枚		(実施なし)
	燃えないごみ (不燃)		【指定袋】 10円(10ℓ/袋), 15円(20ℓ/袋), 30円(45ℓ/袋)		
			【処理券】 30円/枚		【処理券】 30円/枚 (+コンテナ)
	粗大ごみ (戸別収集)		(実施なし)		500円/枚(3辺の合計が3m未満) 1,000円/枚(3辺の合計が3m以上)

【全域】	
	【指定袋】 10円(10ℓ/袋), 15円(20ℓ/袋), 30円(45ℓ/袋)
	【処理券】 30円/枚
	【指定袋】 10円(10ℓ/袋), 15円(20ℓ/袋), 30円(45ℓ/袋)
	【処理券】 30円/枚
	※ 諮問事項

2 直接搬入ごみ

種別		処理区域		【水戸】		【常澄】		【内原】	
		手数料	備考	手数料	備考	手数料	備考	手数料	備考
直接搬入ごみ	家庭系ごみ	130円/10kg	種別等の 区別なし	300円	60kg未満	無料	100kg以下		
				130円/10kg	60kg以上	150円/10kg	100kg超		
						無料	資源のみ		
	事業系ごみ			200円/10kg	一律				
				130円/10kg	種別等の 区別なし	100円/10kg	資源のみ		
				10円/100g		10円/100g	有害ごみ		

【全域】	
	手数料
	130円/10kg

分別区分の変更について

【水戸・常澄地区】

(現行)

種	分別	排出場所	収集回数	収集容器等	
1 燃えるごみ	1 燃えるごみ	集積所	週2回～週10回	指定袋・券	
2 燃えないごみ	2 燃えないごみ		月2回, 週1回	指定袋・券	
3 資源物	紙類	集積所	月2回, 週1回	分別区分ごとにひもで縛る。	
					3 新聞紙
					4 ダンボール
					5 その他の紙類
	6 紙パック				
	7 布類	透明・半透明袋			
8 びん・缶類					
9 ペットボトル	拠点※	—	回収ボックス		
(削除された項目)					
	10 小型家電	拠点	—	回収ボックス	
4 乾電池	11 乾電池	拠点	—	回収ボックス	
		集積所	月2回	透明・半透明袋	

※ 拠点:市内のスーパーマーケットや市民センターなど



(変更後)

種	分別	排出場所	収集回数	収集容器等	
1 燃えるごみ	1 燃えるごみ	集積所	週2回	指定袋・券	
2 燃えないごみ	2 燃えないごみ		月2回	指定袋・券	
3 資源物	紙類	集積所	月2回	分別区分ごとにひもで縛る。	
					3 新聞紙
					4 ダンボール
					5 その他の紙類
	6 紙パック				
	7 布類	透明・半透明袋			
8 びん・缶類					
9 ペットボトル	拠点	—	回収ボックス		
10 白色トレイ					
	11 プラスチック製容器包装(色付トレイを含む。)	集積所	月2回	分別区分ごとに透明・半透明袋	
12 小型家電					
4 有害ごみ	13 乾電池	拠点	—	回収ボックス	
		集積所	月2回	分別区分ごとに透明・半透明袋	
					14 蛍光管, 水銀体温計
	15 スプレー缶, ガスライター				
5 粗大ごみ	16 粗大ごみ	申込制による戸別収集			

(注: 網掛け部分に変更)

粗大ごみの戸別収集について

1 概要

ごみの適正処理及び市民の利便性の向上を図るため、清掃工場への搬入、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集・運搬を委託していた粗大ごみについて、申込み制による戸別収集を行うこととする。

2 取扱品目の基準

集積所収集できないもので、市の清掃工場で処理が可能なもの

(1) 長さ

ア 集積所収集できる大きさ*を超えるもの

(※3辺が、1メートル×50センチメートル×50センチメートル以内のものは集積所に出す。)

イ 3辺の合計が5メートル以内であり、かつ、最長の辺が3メートル以内

(2) 重さ

50キログラム以下

【具体的な例】

家具（スチール家具を含む）	畳	ベッド（介護用不可）
カーテン	ソファ	物干し竿

※ 電子レンジ、オープンレンジについては、基準外であるが取扱品目とする。

【収集できないものの具体的な例】（清掃工場で処理できないもの）

家電4品目 ^{※1} （エアコン、テレビ等）	パソコン ^{※2}	ガスボンベ
ピアノ・オルガン	ブラインド	事業所用スチール机
浴槽	建築廃材	物干し台
タイヤ	電動ソファ	バイク
農機具・農業用ビニール	酸素ボンベ	

※1：特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象

※2：資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）対象

3 戸別収集に係るごみ処理手数料（1点当り）

- (1) 3辺の長さの合計が3メートル未満のもの : 500円
(2) 3辺の長さの合計が3メートル以上5メートル以内のもの : 1,000円（現行）

4 申込みから収集までの流れ

- 市民：粗大ごみ業務受託者（受付）に電話し、申込み^(注)をする。
(名前、住所、電話番号、大きさ、品目、点数、排出場所等を伝える。)
(注) 申込数の上限：一世帯1月当り1回5点まで
- 受付：粗大ごみ処理券(処理券)の種類、指定する収集日(指定日)と受付番号を市民に伝える。
- 市民：粗大ごみ処理券取扱店において処理券を購入する。
- 市民：受付番号及び名前を処理券に記入し、粗大ごみに貼り付ける。
- 市民：指定日の午前8時までに玄関先（集合住宅の場合、1階共用部分）に粗大ごみを出す。
- 粗大ごみ業務受託者（収集運搬）：指定日に収集を行う。

水戸市廃棄物減量等推進審議会スケジュール（案）

回数	開催予定	協議事項等
第1回	(2019年) 3月29日	市全域におけるごみ処理制度の統一に伴う粗大ごみの戸別収集に係るごみ処理手数料について
第2回	4月下旬	戸別収集に係るごみ処理手数料について（諮問） （審議）
第3回	5月下旬	戸別収集に係るごみ処理手数料についての答申(案)について
第4回	6月中旬	戸別収集のごみ処理手数料について（答申）
	7月 ～ 8月	（議案調整）
	9月	【市議会】 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の議決（一般廃棄物処理手数料，適用除外など）
	9月 ～	新たな分別区分に係る排出方法等の周知 （住民説明会，ホームページや広報誌など）
	(2020年) 4月1日	新清掃工場供用開始 新たな分別区分による収集開始